

栄町議会定例会条例

昭和31年10月1日
条例第11号

栄町議会の定例会の回数は、年4回とする。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和31年法律第147号）施行の日（昭和31年9月1日）から施行する。